

平成31年1月31日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 古谷 武美
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年12月分)について

平成30年12月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年12月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成30年12月分事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが47件、平成29年度が33件、平成28年度が7件、平成27年度が2件、平成26年度が2件、平成25年度以前が36件、合計127件(市区町村において発生した5件、委託業者等が発生させた22件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な114件について、一覧で事象をお示ししています。

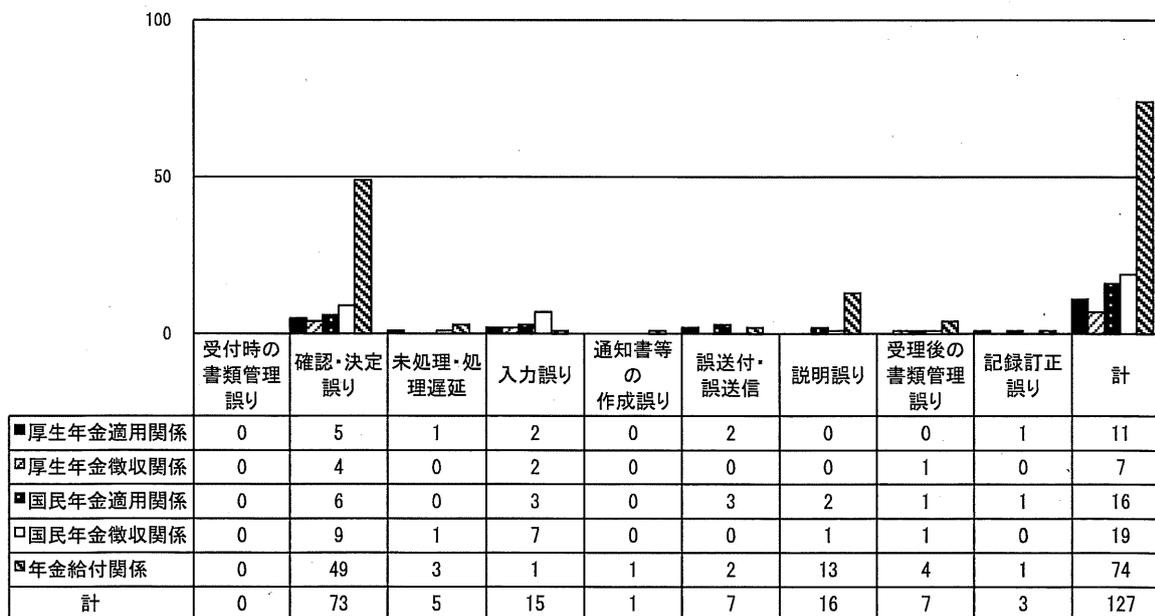
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
件数	29	0	0	1	2(1)	2	2	2	7(4)	33(9)	47(13)	127(27)
割合	22.8%	0.0%	0.0%	0.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	5.5%	25.9%	37.0%	100.0%

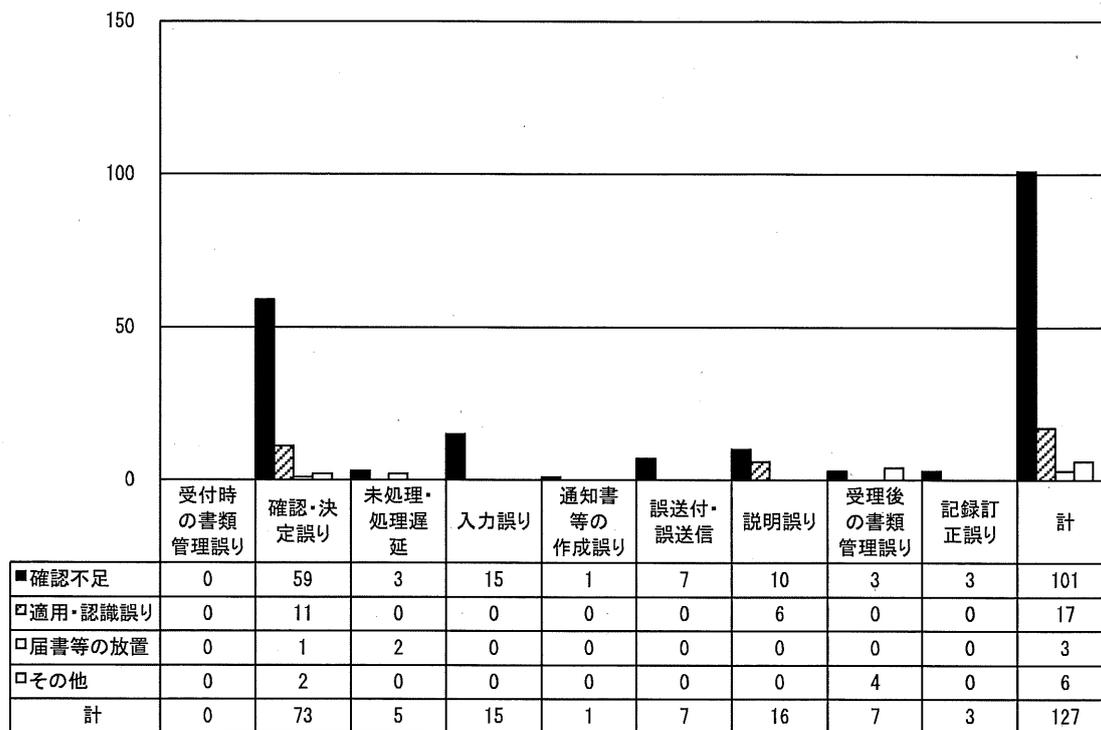
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

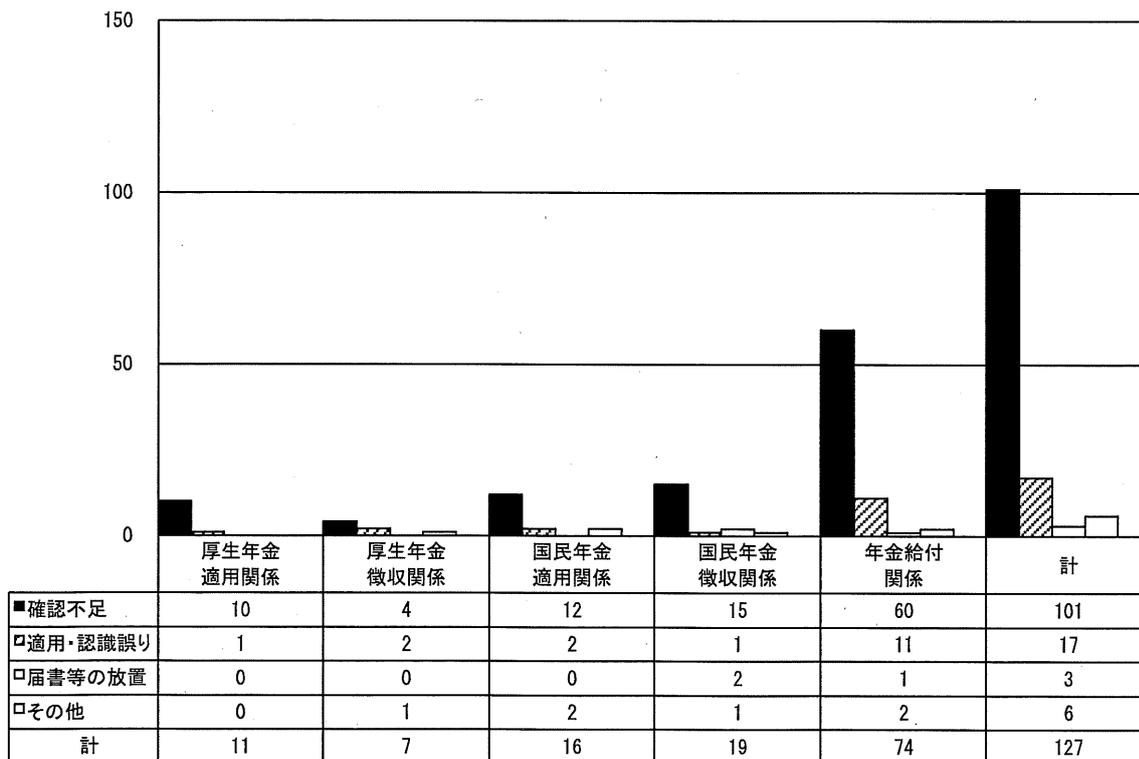
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



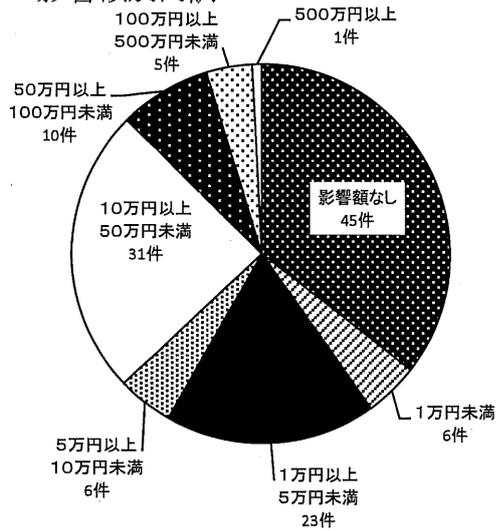
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

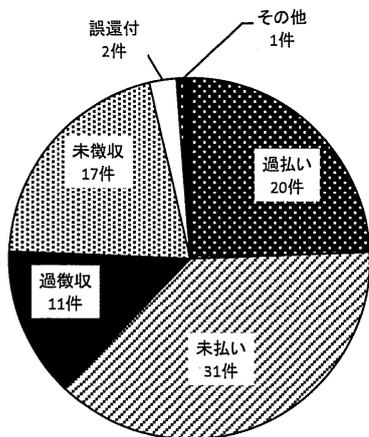


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		7	1	9	7	21	45
1万円未満		0	2	2	2	0	6
1万円以上 5万円未満		1	2	3	5	12	23
5万円以上 10万円未満		2	0	0	0	4	6
10万円以上 50万円未満		1	2	2	5	21	31
50万円以上 100万円未満		0	0	0	0	10	10
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	5	5
500万円以上		0	0	0	0	1	1
計		11	7	16	19	74	127

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	20件	7,619,530	380,976
未払い	31件	18,451,346	595,204
過徴収	11件	1,335,259	121,387
未徴収	17件	2,245,804	132,106
誤還付	2件	134,483	67,241
その他	1件	174,754	174,754
計	82件	29,961,176	365,380

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未払いと未徴収	1件	174,754円
---------	----	----------

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	69件	54.3%
外部	58件	45.7%
計	127件	100.0%

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成31年1月31日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 105,008人 (604.3億円)
- ・支払いが完了していない方 955人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成31年1月支払 72人 (0.5億円)

(参考：平成30年2月から平成31年1月までの累計 23,856人 (136.5億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せず追加でお支払いした方

平成31年1月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から平成31年1月までの累計 48人 (0.7億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成31年1月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	3件	123万円	1,529件	11.9億円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	139件	2,946万円	139件	2,946万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	106件	1,380万円	233件	3,773万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	4件	427万円	4件	427万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	1,401件	9,914万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	62件	957万円	20,000件	8.0億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	157万円	234件	8,819万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	3件	734万円	206件	7.7億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	5,180件	2.3億円	16,021件	3.0億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等 (平成30年6月分) について」 (平成30年7月31日公表) のシステム事故等一覧に記載の事項です。

○日本年金機構の平成30年12月分の事務処理誤り一覧(1～18ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～8 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 3P | 整理番号 9～13 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 4P | 整理番号 14～27 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 6P | 整理番号 28～44 |
| 5. 年金給付関係 | | 9P | 整理番号 45～114 |

(参考)「Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(19ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2013年 8月8日	2017年 12月1日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付及び処理時の確認不足により、健康保険の適用除外承認申請書の提出がないにもかかわらず、健康保険の適用除外として受付・処理を行っていたため、健康保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、資格取得届受理及び処理時に適用除外申請書の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	421,369
2			香川	高松広域 事務センター	2018年 8月9日	2018年 9月11日	○担当部署で確認したところ、委託業者が資格資格届の受付処理時に確認を誤り、他の届書の添付書類として処理を行ったため、届書の処理を完了していないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2017年 11月24日	2018年 9月11日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届の提出により訂正を行った標準報酬月額について、訂正記録の確認不足により、訂正前の記録として取消しを行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	72,588
4		入力誤り	北海道	事務センター	2018年 8月10日	2018年 11月9日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届を処理する際に、標準報酬月額相当額を誤って入力していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、届書入力時のダブルチェックの徹底を指示しました。	1事業所	なし	0
5	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2018年 4月頃	2018年 6月13日	○機構本部から連絡があり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
6	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	福岡	八幡	2012年 7月27日	2018年 1月15日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、別人の基礎年金番号を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号統合の際の記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
7	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域 事務センター	2018年 10月頃	2018年 10月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者において封入封緘時の確認が不足し、誤って社会保険労務士が受託していない事業所の標準報酬決定通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所へ送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	4事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	愛知	名古屋広域事務センター	2011年 6月27日	2018年 10月22日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者において書類の進捗管理が不足し、育児休業等終了時報酬月額変更届の処理を行わなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●委託業者に対し、書類の進捗管理を徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	過徴収	22,478

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横須賀	2018年 8月28日	2018年 8月29日	○担当部署で確認したところ、納付記録の確認が不足したため、元本保険料が完納となっていないにもかかわらず、延滞金を徴収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収となった延滞金について、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金額収の際の元本保険料の納付記録の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	22,100
10	保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2018年 7月18日	2018年 10月19日	○事業所から問合せがあり、保険料等還付請求書の受付記録の確認不足から、すでに受付済みの保険料還付請求書を再作成し、事業所から再度受付の上支払い処理を行ったため、還付金を二重に支払っていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤還付した還付金について、返納の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料等還付請求書の再作成時に受付記録・支払記録の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	6,303
11	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	東京	北	2018年 10月12日	2018年 11月1日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時に保険料額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	2,363
12	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	東京	府中	2017年 12月27日	2018年 8月21日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時に保険料額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	164,700
13	厚生年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年 7月11日	2018年 9月27日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足から、保険料還付請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。保険料等還付請求書を再度ご提出いただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	未払い	23,474

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
14	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年7月12日	2018年9月10日	○年金事務所から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の確認が不足し、誤って処理不要としたため、国民年金加入勸奨状を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
15	国民年金任意加入申出書の誤り	入力誤り	広島	広島広域事務センター	2017年9月6日	2018年4月26日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に確認が不足し、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、誤った期間で前納保険料の請求を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい期間の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	49,890
16			広島	広島広域事務センター	2018年3月6日	2018年5月11日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、付加保険料納付の入力を漏らしたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	9,620
17	国民年金資格記録の誤り	説明誤り	高知	高知東	2013年10月16日	2018年4月5日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認が不足し、必要な高齢任意加入及び後納の案内を漏らしていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,860
18			福島	東北福島	2018年10月1日	2018年10月2日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認が不足したため、受給資格を満たさないにもかかわらず、受給資格を満たすと案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
19		記録訂正誤り	佐賀	唐津	1990年7月18日	2017年3月22日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
20	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年6月6日	2018年7月10日	○お客様から問合せがあり、健康保険の扶養認定が却下されたため、本来国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、確認不足により国民年金第3号被保険者該当届を処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	32,680
21	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2017年3月31日	2017年5月16日	○お客様から問合せがあり、市町村において機構からの住所地確認への回答が漏れ、住所変更が行われず不在者として登録したため、口座振替による前納による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、住所変更の際の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	200

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
22	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2014年 6月10日	2018年 6月12日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金住所変更届を受領する際に、本人確認が不足し、別人の住所を変更したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金住所変更届を受領する際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	203,340
23	国民年金適用関係の誤り	入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2018年 5月7日	2018年 5月30日	○市町村から連絡があり、資格取得処理を行う際の確認が不足し、生年月日を誤って入力していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
24	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	広島	広島広域 事務センター	2018年 3月25日	2018年 3月26日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金任意加入被保険者資格取得申出書受理通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金任意加入被保険者資格取得申出書受理通知書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
25			兵庫	事務センター	2018年 11月27日	2018年 11月30日	○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
26			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 9月4日	2018年 9月6日		2名	なし	0
27	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	京都	舞鶴	2018年 10月31日	2018年 12月3日	○市町村から連絡があり、市町村において受付した国民年金被保険者関係届書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度提出していただいた届書により処理を行いました。 ●市町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
28	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2014年 11月26日	2018年 3月5日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、受給資格期間を誤って計算したため、誤った対象期間で後納保険料を決定しており、保険料が未徴収になっていること及び年金の受給権発生が遅れることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料についてはお支払いいただき、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	174,754
29	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 11月1日	2018年 4月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理手順を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,970
30		入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年 2月19日	2018年 5月1日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料口座振替納付申出書の処理をする際の確認が不足し、口座番号を誤って入力したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	316,360
31			宮城	仙台広域事務センター	2018年 3月7日	2018年 5月28日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料口座振替納付申出書の処理をする際の確認が不足し、口座番号を誤って入力したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	239,000
32			宮城	仙台広域事務センター	2018年 2月26日	2018年 5月28日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料口座振替納付申出書の処理をする際の確認が不足し、金融機関コードを誤って入力したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	377,350
33			宮城	仙台広域事務センター	2018年 3月7日	2018年 5月30日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料口座振替納付申出書の処理をする際の確認が不足し、口座名義人氏名を誤って入力したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	32,830
34	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り		説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2017年 2月15日	2017年 5月30日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金保険料のクレジット納付の事務手続きを案内をする際、手続きが必要であるにもかかわらず、手続き不要と案内したため、クレジット納付による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●委託業者に対し、クレジット納付について必要な案内を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収
35	国民年金保険料還付請求書の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年 5月7日	2018年 5月28日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料還付請求書を処理をする際の確認が不足し、金融機関コードを誤って入力したため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度、還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	16,490

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
36	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2018年 4月13日	2018年 10月30日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、納付書を作成していない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,140
37			長野	長野北	2018年 8月頃	2018年 10月17日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、納付書発行の処理が漏れたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,340
38			東京	府中	2018年 3月26日	2018年 5月21日	○お客様から問合せがあり、市町村において確認不足により、納付書発行依頼を年金事務所に行わなかったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●市町村に対して、納付書発行依頼の進捗を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	1,220
39	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿屋	2018年 3月22日	2018年 10月23日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の差押の処理をする際、処理手順の確認不足により、差押記録の登録を漏らしたため、誤った金額の延滞金納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい金額の延滞金納付書を送付しました。 ●担当部署において、差押時の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40			宮城	仙台広域 事務センター	2018年 2月6日	2018年 3月30日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替にかかる処理時の確認不足により、エラー補正を行わなかったため、口座振替しているにもかかわらず、納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替にかかる処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
41			入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2018年 9月6日	2018年 10月4日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金前納保険料の領収年月日を入力する際に、誤った領収年月日を入力したため、収納記録が登録されず改めて口座振替が実施され、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録を訂正し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	過徴収
42	群馬	前橋		2017年 12月13日	2018年 6月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の差押解除の処理をする際の確認不足により、差押解除年月日を誤って入力したため、誤った金額の延滞金納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい金額の延滞金納付書を送付しました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
43	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していたことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	120名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
44	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	東京	東京広域事務センター	2018年4月26日	2018年8月15日	<p>○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市区町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。</p> <p>●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
45	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	2004年 3月4日	2017年 3月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	28,383
46			北海道	函館	1998年 9月29日	2018年 6月19日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	804,836
47			東京	荒川	1998年 7月12日	2013年 10月16日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず老齢年金を決定せず脱退手当金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の決定を取消した上で年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,178,584
48		説明誤り	山口	岩国	2017年 8月24日	2017年 11月15日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に年金記録の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49			大阪	城東	2018年 7月25日	2018年 7月27日	○担当部署において確認したところ、老齢基礎年金のみ受給権を有するため年金請求書は65歳到達後に提出いただく必要があるところ、特別支給の老齢厚生年金の受給権があると誤認し65歳到達前に年金請求書を提出できると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
50			青森	八戸	2017年 10月27日	2018年 5月31日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていない方に対し、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
51			奈良	大和高田	2016年 2月10日	2017年 9月27日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	530,767
52	鳥取		鳥取	2017年 7月31日	2017年 11月9日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、年金相談の際に、老齢年金の受給権発生年月日を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
53	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	茨城	土浦	2018年 6月18日	2018年 8月2日	○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が65歳支給の老齢年金の受給を希望している方に対し、必要書類の確認不足から、窓口で誤って異なる様式の年金請求書をお客様へ案内し受付したため、年金の決定ができず未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい様式の年金請求書をお客様から提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	121,472
54	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	1991年 5月23日	2014年 10月7日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	23,003
55	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	宮古	2010年 4月15日	2018年 11月13日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
56			東京	世田谷	1995年 6月15日	2017年 1月17日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,542,746
57	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	1987年 4月9日	2016年 1月8日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく通算老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	24,046
58			愛知	中村	1980年 6月11日	2015年 12月3日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	239,796
59			愛知	中村	1985年 5月15日	2016年 10月27日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,670

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
60	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1998年 1月19日	2015年 10月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金支給済みの年金記録を誤って脱退手当金を支給していない年金記録として扱い老齢厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には、脱退手当金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	706,250
61			大阪	大阪広域 事務センター	1993年 2月18日	2018年 5月8日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金支給済みの年金記録を誤って脱退手当金を支給していない年金記録として扱い老齢厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には、脱退手当金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	528,798
62			兵庫	須磨	2007年 9月18日	2017年 12月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上されているにもかかわらず、年金額の改定を行わなかったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	824,463
63	老齢年金の繰下げの 誤り	確認・決定誤り	宮城	石巻	2018年 5月30日	2018年 8月28日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望しているにもかかわらず、委託社会保険労務士が65歳請求の年金請求書を案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	129,883
64			東京	東京広域 事務センター	2017年 6月22日	2017年 11月6日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	108,558
65			東京	東京広域 事務センター	2018年 3月8日	2018年 3月20日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
66	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年9月7日	2018年8月27日	○年金相談時の記録確認により、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	199,692
67			福岡	福岡広域事務センター	2017年8月1日	2018年8月30日		1名	過払い	422,109
68	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年12月14日	2018年3月20日	○お客様から問合せがあり、遺族年金決定時の確認不足から、生計同一の父または母がいる場合は遺族基礎年金を支給停止すべきところ、誤って支給停止しなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	418,166
69		説明誤り	徳島	阿波半田	2018年7月30日	2018年7月31日	○担当部署において確認したところ、年金相談時の支給要件の確認不足から、子の遺族基礎年金は母と生計が同一であれば支給停止になるにもかかわらず、支給停止されることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、子の遺族基礎年金の支給要件を再確認しました。	1名	なし	0
70	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2018年3月9日	2018年5月21日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足から、初診日を誤って登録し障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい記載内容の年金証書を送付しました。 ●担当部署において、障害年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71			広島	広島広域事務センター	2018年9月11日	2018年11月19日	○お客様から問合せがあり、所得状況届連名簿の記載内容の確認不足から、障害基礎年金を誤って支給停止したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	129,883
72			大阪	堺西	2017年8月28日	2017年12月21日	○お客様から問合せがあり、受付年月日を受給権発生年月日とする障害基礎年金請求書について、市町村が正しい受付年月日で受付処理を行わなかったことから、誤った受給権発生年月日で障害基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対し、請求書受付時に受付年月日の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	83,633
73			説明誤り	茨城	土浦	2018年10月10日	2018年11月28日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に納付要件の確認が不足したため、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
74			愛媛	松山東	2018年8月31日	2018年10月5日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、委託社会保険労務士が、納付要件の確認が不足から、本来請求できない障害厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
75	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	1998年 3月26日	2017年 3月7日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより加給年金額の加算を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	43,217
76			愛知	中村	2002年 1月31日	2017年 3月7日		1名	未払い	278,250
77			岡山	津山	1998年 11月30日	2017年 11月6日		1名	未払い	176,466
78			大阪	東大阪	1997年 5月22日	2017年 2月14日		1名	未払い	108,042
79			島根	出雲	1994年 10月頃	2017年 12月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより加給年金額の加算を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	93,500
80			東京	池袋	2012年 10月29日	2018年 1月26日	○お客様から問合せがあり、年金請求書受付時に年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時の配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,359,402
81			愛知	中村	2009年 1月29日	2016年 6月9日	○担当部署において確認したところ、配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより加給年金額の加算を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	520,902
82		説明誤り	京都	京都南	2017年 9月19日	2018年 6月11日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、加給年金の加算要件の確認不足から、本来加給年金が支給停止となる方に対し、加給年金が支給されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
83	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 12月21日	2018年 8月22日	○年金相談時の記録確認により、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	51,646

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
84	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2011年 11月10日	2018年 6月4日	○年金相談センターから連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	268,497
85			北海道	事務センター	2018年 7月5日	2018年 8月13日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	15,700
86			東京	青梅	1993年 7月頃	2018年 10月15日	○共済組合から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,025,119
87			東京	東京広域 事務センター	2018年 7月19日	2018年 10月25日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	17,215
88			秋田	秋田	1996年 4月19日	2018年 8月30日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、再裁定の事務処理手順の確認不足から、誤って年金の支払を保留する登録を行ったため、高齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	921,892
89			再裁定の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金 センター	2001年 4月16日	2017年 11月9日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、再裁定の事務処理手順の確認不足から、誤って年金の支払を保留する登録を行ったため、高齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の事務処理手順を再確認しました。	1名
90	新潟	長岡			1996年 10月17日	2017年 11月2日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録の一部を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	218,062

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
91	年金選択の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2018年 1月25日	2018年 8月17日	○お客様から問合せがあり、お客様の申出内容の確認不足から、委託社会保険労務士がお客様が希望していない方法による年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	454,960
92			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 12月13日	2017年 7月13日	○共済組合から連絡があり、雇用保険の基本手当の受給状況の確認不足から、お客様に不利となる年金選択を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,641
93			愛知	中村	2016年 6月2日	2016年 8月8日	○共済組合から連絡があり、共済組合から支給される特例年金の受給状況の確認不足から、委託社会保険労務士がお客様に不利となる年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	294,640
94			東京	東京広域 事務センター	2018年 9月28日	2018年 11月7日	○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、年金選択申出書受付後の登録処理を誤り、本来寡婦年金を受給することから支給停止すべき老齢厚生年金を誤って支給したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択処理時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	224,108
95	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	青森	むつ	1987年 12月23日	2018年 9月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害年金の受給権発生により法定免除となる被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	31,600
96			静岡	島田	1989年 6月5日	2018年 9月10日		1名	過徴収	760,180
97			福島	白河	1987年 7月8日	2018年 10月16日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害年金の受給権発生により法定免除となる被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	304,740

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
98	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	茨城	日立	2018年 5月21日	2018年 6月29日	○お客様から問合せがあり、標準報酬改定請求についての理解不足から、標準報酬改定請求の対象となる期間を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求について制度内容の再確認を行いました。	1名	なし	0
99	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	東京	江戸川	2015年 12月17日	2016年 4月18日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	109,549
100	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2017年 8月24日	2017年 11月1日	○機構本部から連絡があり、年金相談センターにおいて年金請求書を受付する際、年金の振込ができない貯蓄口座にもかかわらず受付し、また、確認不足からそのまま処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込可能な口座を届出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時に振込口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,663
101		入力誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2018年 10月18日	2018年 11月15日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、脱退手当金請求書の処理時に振込先口座の氏名の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	133,910
102		説明誤り	福岡	八幡	2018年 8月15日	2018年 9月14日	○お客様から問合せがあり、支払スケジュールの確認不足から口座解約により振込不能となった年金の再振込の時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の支払時期を説明する際は支払スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
103	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	障害年金 センター	2018年 8月3日	2018年 11月15日	○担当部署において確認したところ、障害基礎年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、障害認定日の記載を誤り通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
104	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	宮城	石巻	2018年 11月26日	2018年 11月28日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき未支給年金請求書の受付控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した受付控えを回収し、本来送付すべきお客様に受付控えを送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
105	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	大阪	枚方	2018年 12月10日	2018年 12月11日	○担当部署において確認したところ、交付時の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
106	年金給付関係書類の管理誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2018年 3月16日	2018年 9月18日	○お客様から問合せがあり、不備があったためお客様へ未支給年金にかかる書類を返戻した際に、送付先住所を誤ったことから宛所不明で戻ってきた書類をそのまま保管したため、処理が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類返戻の際の宛先確認及び書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,188	
107			東京	墨田	2018年 10月19日	2018年 11月15日	○お客様から問合せがあり、書類受付時の確認不足から、未支給年金請求書受付時にお亡くなりになった方の年金手帳を回収すべきところ、誤って未支給年金請求者の年金手帳を回収し廃棄していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、請求書受付時には内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
108			未処理・処理遅延	神奈川	横浜西	2008年 2月5日	2017年 6月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、届書の進捗管理不足から、年金決定後の記録訂正処理に伴い老齢年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定報告書等の機構本部への進達を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	43,248
109		本部		障害年金センター	2016年 4月21日	2017年 11月30日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	243,791	
110		秋田		秋田	2017年 5月22日	2018年 3月6日	○内部点検により、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	11名	未払い	2,669,091	
111		受理後の書類管理誤り		埼玉	所沢	2018年 9月21日	2018年 10月30日	○お客様から問合せがあり、書類の管理不足から、年金受給権者受取機関変更届が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	519,532
112				東京	千代田	2018年 7月5日	2018年 11月13日	○お客様から問合せがあり、書類の管理不足から、年金請求書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	985,380

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
113	年金給付関係書類の管理誤り	受理後の書類管理誤り	滋賀	草津	2018年 9月頃	2018年 10月24日	<p>○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、受給権者住所変更届等が所在不明となり処理が行われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。受給権者住所変更届等を再提出いただき処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
114			北海道	北見	2018年 10月5日	2018年 10月10日	<p>○事務センターから連絡があり、書類の管理不足から、受給権者死亡届が所在不明となり処理が行われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。受給権者死亡届を再提出いただき処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<p>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</p> <p>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</p> <p>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</p>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<p>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</p> <p>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</p>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<p>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</p> <p>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</p>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>